

中間市地域福祉計画 中間市地域福祉活動計画

概要版



平成 25 年 3 月

中間市・中間市社会福祉協議会

計画の位置づけ

住民参加

地域福祉推進の理念・方向性、地域の福祉課題・社会資源の状況（共有）

地域福祉活動計画

- 社会福祉法 107 条に基づく法定計画
- 1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

民間相互の協働※による計画

地域福祉計画

- 社会福祉法第 109 条に基づく、社会福祉協議会が中心となって策定する計画
- 「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる」地域社会の実現

行政と民間のパートナーシップ（市民協働）による計画

住民参加の取り組み
民間活動の基盤整備

※協働

住民・行政・企業など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

計画の策定体制

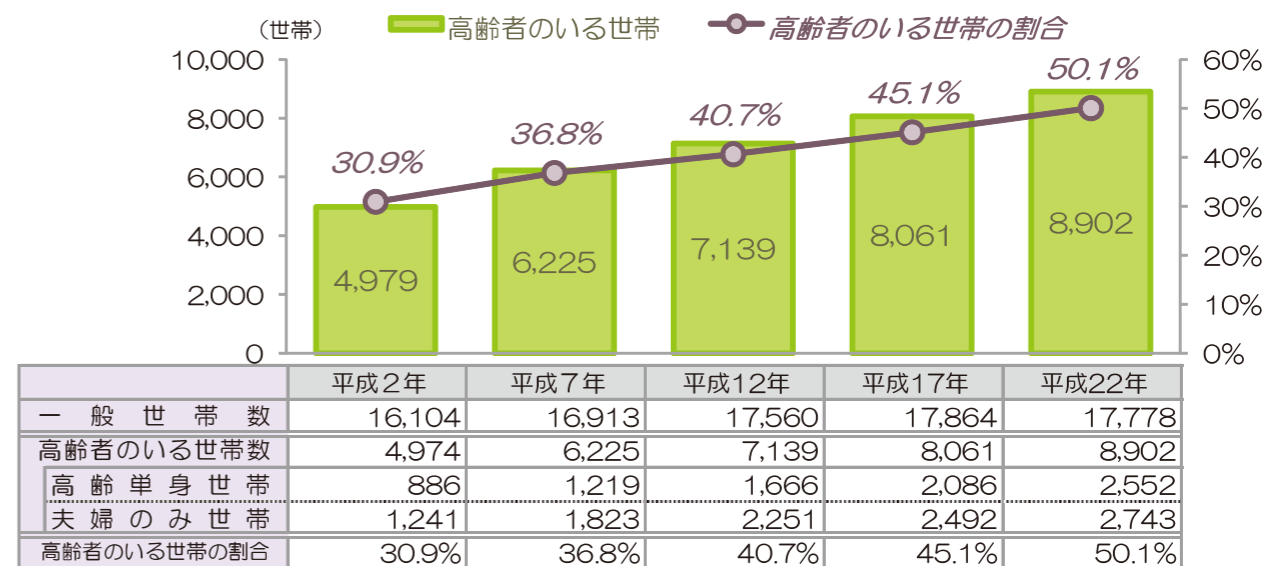


中間市地域福祉計画・ 中間市地域福祉活動計画の策定

中間市の現状と課題

(1) 高齢者のいる世帯

高齢者のいる世帯は年々増加傾向となっており、平成22年には一般世帯の約半数を占めています。また、高齢単身世帯や夫婦のみの世帯も年々増加しています。



資料：各年国勢調査

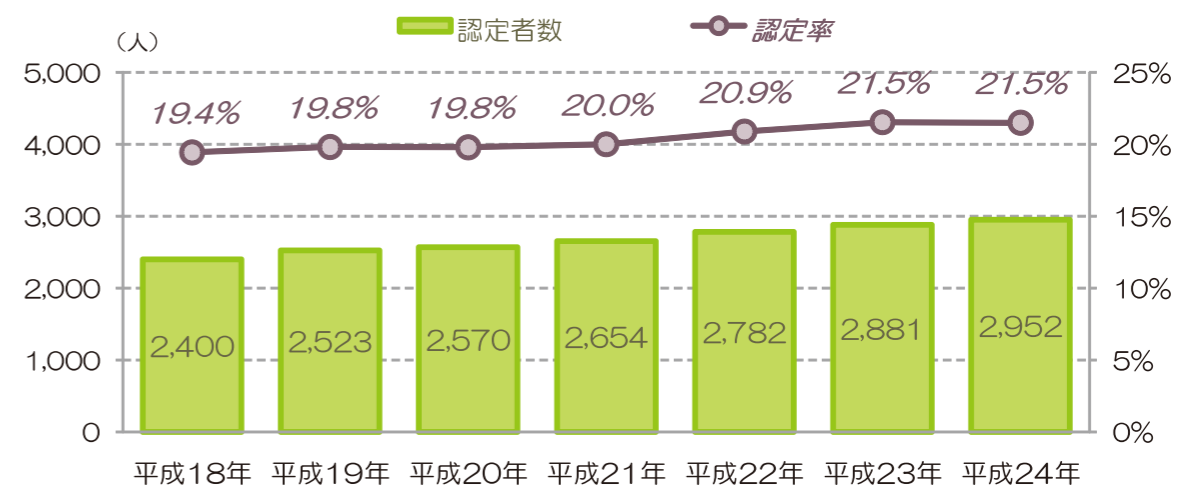
注1) 一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まりで持ち家や借家等の住宅に住む世帯、下宿や会社の独身寮に住む単身世帯や住宅以外に住む世帯を指す。

注2) 高齢者のいる世帯とは、65歳以上親族人員のいる世帯を指す。

注3) 夫婦のみ世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の世帯を指す。

(2) 介護を要する方について

介護を要する方についてみると、認定者数及び認定率はゆるやかな増加傾向となっています。



資料：介護保険課（各年10月現在）

地域福祉計画の施策体系

基本理念

基本目標

推進施策

具体的施策

みんなが
つながる
「なかま」

1. 思いやりの心を育てる

(1) 福祉学習・福祉教育機会の確保

2. 心とところをつなぐ交流の促進

(2) 情報提供体制の充実

3. ふれあいの居場所づくり

(3) 交流のための居場所づくりを支援

(4) 校区まちづくり協議会の設立推進

自 助

- ◇ 自治会活動への関心を持ち、積極的に参加しましょう。
- ◇ 世代間交流の機会を積極的にもちましょう。

共 助

- ◇ 挨拶を積極的に行いましょう。
- ◇ 高齢者や子どもに対する見守り体制について、近所の方と話してみましょう。

関連団体・事業所

- ◇ 地域の行事やイベントに積極的に参加しましょう。
- ◇ 地域住民との挨拶を積極的に行いましょう。
- ◇ 事業内容や活動内容についての情報提供を積極的に行いましょう。

自治会

- ◇ 若い世代も参加しやすい自治会づくりに取り組みましょう。

笑顔あふれる地域（まち）づくり

みんなが
安心して
暮らせる
「なかま」

1. 人にやさしいまちづくり

(1) 災害時要援護者支援制度の充実

2. 関係機関のネットワーク強化

(2) 自主防災組織の育成・支援

3. 支えあいの仕組みづくり

(3) 生活支援の方策の検討

4. 適正な福祉サービスの確保

(4) 総合相談・支援体制の整備

(5) 見守り活動の充実

(6) 地域包括ケア体制の構築

(7) 各個別計画の着実な遂行

自 助

- ◇ 自分の避難所がどこにあたるのか、前もって確認しておきましょう。
- ◇ 災害時に必要と思われるものについては、ある程度自分自身でも備蓄しておき、定期的に確認しましょう。

共 助

- ◇ 近所に援助を必要とする方などがいないか、確認しておきましょう。
- ◇ 近所の人と、災害時などの対応について話す機会を持ちましょう。

関連団体・事業所

- ◇ 災害時等の避難経路、避難場所について、従業員や活動員で話し合いましょう。
- ◇ 災害時等に地域住民に対して何が協力できるのか話し合ってみましょう。
- ◇ 地域の避難訓練に積極的に参加し、地域住民とのつながりを持ちましょう。

自治会

- ◇ 定期的な避難訓練を行い、住民同士で災害時の共通認識をもつようにしましょう。

みんなが
心豊かになれる
「なかま」

1. 地域での福祉活動への参加促進

(1) 市民活動団体との連携強化

2. ころもからだも健康増進への取り組み

(2) 団体の活動状況等の情報提供

(3) 生涯学習機会の確保

(4) 生きがいづくりの促進

(5) 健康教育等による健康増進

自 助

- ◇ 自治会座談会などに積極的に参加し、自分の住んでいる自治会の課題や問題点を知りましょう。
- ◇ 人権問題への関心を持ちましょう。

共 助

- ◇ 虐待などが疑われる事例については、住民同士で話し合い、自治体や関連機関への連絡体制を整備しましょう。

関連団体・事業所

- ◇ 自治会座談会などに積極的に参加し、地域の課題や問題点を知りましょう。
- ◇ あらゆる人権に配慮した事業・業務展開、活動展開を行いましょう。

自治会

- ◇ 見守り隊や清掃活動等を通じて、地域住民の方とのつながりを持ちましょう。

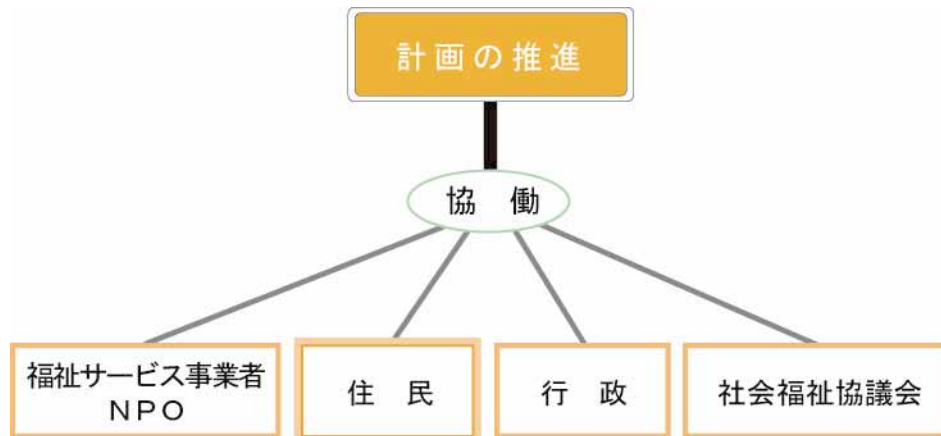
地域福祉活動計画の施策体系



🍁 計画の進行管理

協働による計画の推進

住民をはじめ、地域福祉を担う主体が互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしていくことが、計画の推進において重要となります。



①住民の役割

住民一人ひとりが地域福祉の担い手として、ボランティアなどの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画することに努めます。

②福祉サービス事業者及び NPO の役割

多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が福祉へ参加するための支援、福祉のまちづくりへの参画に努めます。

③社会福祉協議会の役割

行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において、住民や各種団体、行政との調節役としての役割を担います。

④行政の役割

社会福祉協議会やボランティア団体などと相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

中間市地域福祉計画・中間市地域福祉活動計画（概要版）

【地域福祉計画】 中間市 保健福祉部 福祉支援課

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号

TEL 093-246-6270 FAX 093-244-0579

【地域福祉活動計画】 社会福祉法人 中間市社会福祉協議会

〒809-0018 福岡県中間市通谷一丁目36番10号

TEL 093-244-1230 FAX 093-244-1232